

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

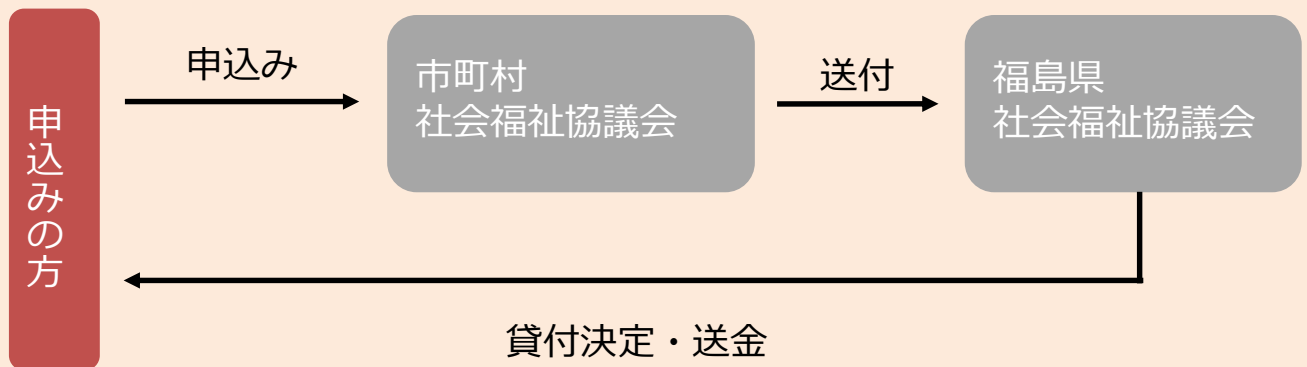
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

福島県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



- **一般的なお問い合わせ、償還免除については個人向け緊急小口資金・総合支援資金コールセンター**

0120-46-1999 ※ 9:00～17:00（平日）

- **お申込みはお住まいの（住民票のある）市町村社会福祉協議会**

※ 郵送での申請をご希望の場合は事前に市町村社会福祉協議会へご相談ください。

※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。

右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

令和5年12月末

■償還期限

2年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

お住まいの（住民票のある）
市町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。
申請にあたり自立相談支援機関への相談が必要となります。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

・（二人以上）月20万円以内

・（単身）月15万円以内

貸付期間：3月以内

■据置期間

令和5年12月末

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

お住まいの（住民票のある）
市町村社会福祉協議会

借入申込みに必要なもの

共通

- (1) 身分を証明できるもの
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- (2) 世帯全員分の住民票（※発行3ヶ月以内）
- (3) 印鑑（実印でなくても構いません）
- (4) 申込者の預金通帳又はキャッシュカード

緊急小口資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことが確認できる書類（収入の減少状況に関する申立書）等

総合支援資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により失業、または著しく収入が減少したことが確認できる書類（収入の減少状況に関する申立書）等
- (2) 総合支援資金特例貸付にかかる状況確認シート ※自立相談支援機関へ提出

詳しくはお手続きをされる市町村社会福祉協議会へご確認ください。

貸付金の交付方法

「貸付手続きの流れ」のとおり申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金します。

受付期間

緊急小口資金、総合支援資金（初回）の受付期間は令和4年6月末までとなります。

◀ 福島県内 市町村社会福祉協議会一覧 ▶

相談・申込み受付時間は各市町村社会福祉協議会へご確認ください。
 なお、現在体調のすぐれない方は快復された後に手続きをされるか、
 お急ぎの場合はまずお電話にてご相談ください。

| 市町村名 | 電話番号 | 市町村名 | 電話番号 | 市町村名 | 電話番号 |
|------|--------------|-------|--------------|---------------|--------------|
| 福島市 | 024-533-8877 | 白河市 | 0248-22-1159 | 昭和村 | 0241-57-2655 |
| 二本松市 | 0243-23-7867 | 西郷村 | 0248-25-5454 | 会津美里町 | 0242-54-2940 |
| 伊達市 | 024-576-4050 | 泉崎村 | 0248-54-1555 | 下郷町 | 0241-69-5111 |
| 本宮市 | 0243-33-2006 | 中島村 | 0248-52-3400 | 檜枝岐村 | 0241-75-2382 |
| 桑折町 | 024-582-1155 | 矢吹町 | 0248-44-5210 | 只見町 | 0241-84-7006 |
| 国見町 | 024-585-3403 | 棚倉町 | 0247-33-2623 | 南会津町 | 0241-62-4169 |
| 川俣町 | 024-565-3761 | 矢祭町 | 0247-34-1050 | 相馬市 | 0244-36-2015 |
| 大玉村 | 0243-68-2100 | 塙町 | 0247-43-2154 | 南相馬市 | 0244-24-3415 |
| 郡山市 | 024-932-5311 | 鮫川村 | 0247-49-3600 | 広野町 | 0240-27-2789 |
| 須賀川市 | 0248-88-8211 | 会津若松市 | 0242-28-4030 | 楢葉町 | 0240-25-4157 |
| 田村市 | 0247-68-3434 | 喜多方市 | 0241-23-3231 | 富岡町 | 0240-22-5522 |
| 鏡石町 | 0248-62-6428 | 北塩原村 | 0241-28-3757 | 川内村 | 0240-38-3802 |
| 天栄村 | 0248-82-2826 | 西会津町 | 0241-45-4259 | 大熊町 | 0240-23-5171 |
| 石川町 | 0247-26-3793 | 磐梯町 | 0242-73-3022 | 双葉町 (いわき市) | 0246-84-6725 |
| 玉川村 | 0247-57-4410 | 猪苗代町 | 0242-62-5168 | 浪江町 | 0240-34-4685 |
| 平田村 | 0247-55-3500 | 会津坂下町 | 0242-83-1368 | 葛尾村 | 0240-29-2020 |
| 浅川町 | 0247-36-3163 | 湯川村 | 0241-27-8890 | 新地町 | 0244-62-4213 |
| 古殿町 | 0247-53-4394 | 柳津町 | 0241-42-3418 | 飯舘村 | 0244-42-1021 |
| 三春町 | 0247-62-8586 | 三島町 | 0241-52-3344 | いわき市 | 0246-23-3320 |
| 小野町 | 0247-72-6866 | 金山町 | 0241-55-3336 | | |

実施主体：社会福祉法人福島県社会福祉協議会

連絡先：〒960-8141

福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内

TEL：024-523-1250